



知って安心!
厚生年金

障害の状態になったときの年金



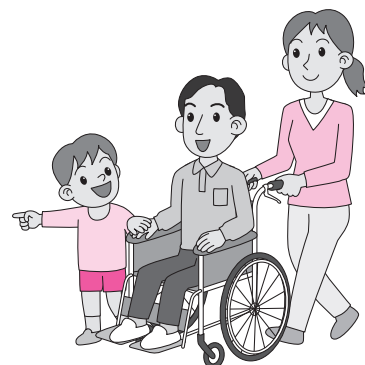
障害厚生年金は、組合員（被保険者）である間に初診日がある病気やケガで、年金法上の障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態となったときに支給される年金です。障害等級や障害者特例に関する事項をご紹介します。

障害厚生（共済）年金は在職中でも支給されます

平成27年10月の被用者年金の一元化前までの「障害共済年金」は、組合員である間は支給が停止されていましたが、一元化後は在職中でも支給を受けることができます。(注)

また、在職中で老齢厚生年金を受給する場合は、収入との調整が行われますが、障害厚生（共済）年金を受給する場合は、原則として収入との調整はありません。

(注) 在職中は一元化前に決定された「障害共済年金」の「職域部分」の支給は停止となります。また、一元化後に決定された「障害厚生年金」では「経過的職域加算額」が支給停止となります。



障害の程度をめやす

障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態とは、次のような状態をいいます。

1 級

他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用をなさない程度の状態。
例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる状態。家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られる状態をいいます。

2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度の状態。
例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られる状態。家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる状態をいいます。

3 級

労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態。

障害の認定は、通常、初診日から1年6か月を経過した日が「障害認定日」となります。

ただし、初診日から1年6か月を経過しなくても、その傷病が治癒したときや、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至ったときは、治癒した日または治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。

◎次の(1)から(11)の場合は、初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日となります。

- | | |
|---|--|
| (1) 人工透析を行っている場合は、透析を初めて受けた日から3か月を経過した日(初診日から1年6か月以内の日に限る) | (6) 咽頭全摘出の場合は、全摘出した日 |
| (2) 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合は、挿入置換した日 | (7) 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日 |
| (3) 心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着した場合は、装着した日 | (8) 人工血管を挿入した場合は、挿入した日 |
| (4) 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設または施術を施してから6か月を経過した日、新膀胱の造設を施術した場合は、造設を施した日 | (9) 心臓移植の場合は、移植した日 |
| (5) 切断または離断による肢体の障害は、原則として切断または離断した日 | (10) 人工心臓、CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)、ICD(植え込み型除細動器)を装着した場合は、装着した日 |
| | (11) 胸部大動脈解離で人工血管、ステントグラフトの挿入置換した場合は、施術の行われた日 |

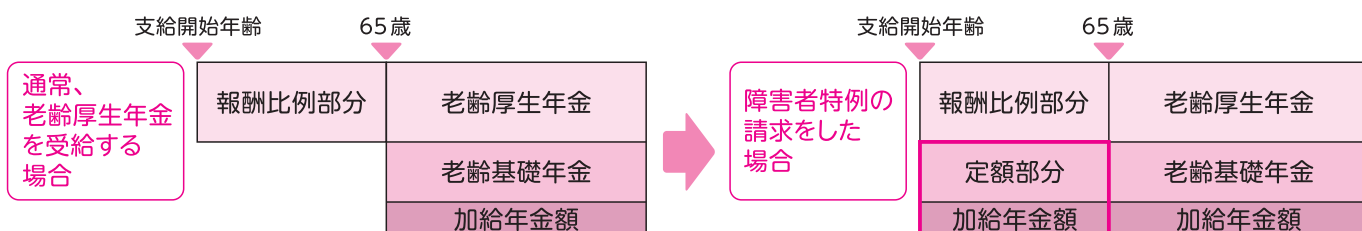
障害者特例による老齢厚生年金の額の特例

年金法上の障害等級が3級以上に該当する程度の障害の状態にあるときは、老齢厚生年金の受給権者の申請により、申請の翌月から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分に、定額部分と加給年金額(対象者がいる場合)を加算した額が支給されます。これを障害者特例とといいます。

ただし、厚生年金の被保険者として在職中は「定額部分」と「加給年金額」の支給は停止となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その時点で請求があったものとみなし、該当月の翌月までさかのぼって定額部分が支給されます。

- ①老齢厚生年金の受給者となった日において、組合員(被保険者)でなく、かつ、障害厚生年金をうけることができるとき
- ②障害厚生年金を受けられることとなった日において、老齢厚生年金の受給権者であって、かつ、組合員(被保険者)でないとき
- ③組合員(被保険者)の資格を喪失した日において、老齢厚生年金の受給者であって、かつ、障害厚生年金等をうけることができるとき



記事提供：(株)社会保険出版社